

(案)  
車 両 等 燃 料 売 買 単 価 契 約 書

沖縄県農業研究センター(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、車両等燃料(以下「燃料等」という。)の売買について、次のとおり契約する。

第1条 燃料等の売買単価は、別表1のとおりとする。ただし消費税は含まないものとする。

2 乙が甲に納める契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その全部又は一部の納付を免除する。

第2条 この契約の期間は、契約日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の契約期間内に、乙が甲のために行った行為は、この契約に基づき行った業務とみなすものとする。

第3条 乙は、甲の持参する給油カードの提示により乙の給油所において給油するものとする。

第4条 乙は、前条により給油したときは、甲の給油カードの提示と引換えに納品書を甲に提出するものとする。

第5条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

第6条 乙は、燃料等を給油しようとするときは、品質・規格・数量等について、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格と決定した燃料等は、乙において甲の指定する期限内にこれを良品と取り替え、前項の規定に準じて再検査を受けなければならない。

3 前項の取り替えによって生ずる損害は、すべて乙の負担とする。

第7条 乙は、契約燃料を給油した分に対し、1ヶ月ごとにとりまとめて請求するものとし、甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を乙に支払わなければならない。

2 乙が請求する金額は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載する燃料料金に法令所定の税率を上乗せした金額（円未満は切り捨て）とする。

第8条 第1条に定める契約単価を改定する必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

第9条 乙の責に帰すべき理由により契約が履行されない場合において、甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められたとき。
- (3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 住 所 沖縄県糸満市字真壁820番地  
氏 名 沖縄県農業研究センター  
所 長 名

乙 住 所  
氏 名

別表1

品名	規格	数量	単価(円)
レギュラーガソリン	リットル	1	
軽油	リットル	1	

\* 上記金額に消費税は含まない。

\* 軽油単価は軽油引取税を含む。